

亀山市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年1月9日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21159
- 3 路線名 長明寺線

供用開始の区間	供用開始の期日
長明寺町字中一色504番地先から 長明寺町字中一色497番地先まで	平成27年1月9日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21165
- 3 路線名 長明寺4号線

供用開始の区間	供用開始の期日
長明寺町字中一色498番1から長 明寺町字中一色499番1地先まで	平成27年1月9日